**平成２２年（フ）第５３７号**
埼玉県行田市大字谷郷294番地４
債務者　松戸　幸夫
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小鮒　成忠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第３４４号**
富山県中新川郡上市町横法音寺125番地
債務者　堀田　秀一
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　晃司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７７５号**
静岡市駿河区南八幡町22番20―305号
債務者　片山　　勝
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７１号**
大分県速見郡日出町大字大神4162番地２
債務者　佐野　故雄
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２２年（フ）第８２１号**
愛知県岡崎市東大友町字松花50番地　第３大友ハイツ304、旧住所愛知県岡崎市北野町字大訳43番地１
債務者　薄倉　章代
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４６４号**
奈良県大和高田市礒野南町４番21号、前住所奈良県大和高田市礒野町15番23号
債務者　田中　一美
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤宗　桂一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第１２７号**
山形県鶴岡市城北町10番５号　ルックハイツ６号室
債務者　本間　三男
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第４１４号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場463番地
債務者　松岡恵美子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５７１号**
群馬県伊勢崎市豊城町2229番地29
債務者　内田　　初
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第５８４号**
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町694―１　ルーラルマンション鹿島105、住民票上の住所群馬県太田市大原町1299番地７
債務者　佐藤　明夫
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６０５号**
群馬県前橋市女屋町144番地１　ハイツ分福西１―２号
債務者　古澤　直美（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６２３号**
群馬県前橋市山王町１丁目15番地62
債務者　鈴木　政義
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６２７号**
群馬県前橋市朝倉町２丁目６番地　Ｏ―302号
債務者　田村　裕子（旧姓笛木）
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６３８号**
群馬県前橋市青柳町572番地　グリーンヴィラオカダＢ―102号
債務者　須田　利和
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３８８号**
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｋ棟644号
債務者　佐藤　君代
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３９０号**
群馬県高崎市下小鳥町171番地５　アエラⅡＡ棟203号
債務者　中島　里加（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３９２号**
群馬県高崎市西横手町240番地１
債務者　中村智恵美
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部